

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 4 月 24 日 (金曜日)

定期 第 708 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○規則	
知事における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (政策・情報公開広聴課)	341
○告示	
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	342
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (県土整備・砂防課)	342
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (県土整備・砂防課)	343
○企業管理規程	
神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程 (企業・総務室)	344
○教育委員会規則	
神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (教委・総務室)	345
神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (教委・生涯学習課)	345
○教育委員会教育長訓令	
神奈川県立の図書館の利用等に関する規則施行規程の一部を改正する規程 (教委・生涯学習課)	346
○監査委員告示	
神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程 (監査・総務課)	346
○労働委員会規則	
神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (労委・審査調整課)	347
○選挙管理委員会告示	
神奈川県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程	347
○収用委員会告示	
神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程	347
○海区漁業調整委員会告示	
神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程	348
○内水面漁場管理委員会告示	
神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程	348
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	349
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	349
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (総務・総務室)	350
落札者等の公告 (企業・谷ヶ原浄水場)	351
落札者等の公告 (教委・伊勢原支援学校)	352

規 則

知事における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

発
行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇四五) 二一〇一 一一一

令和 8 年 4 月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第36号

知事における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

知事における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年神奈川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて、令和 8 年 4 月24日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

小田原山北

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
小田原市穴部字上河原564番 2 地先から	旧	17.1メートルから	45メートル
同 564番 3 地先まで		20.3メートルまで	
同	新	17.1メートルから	同
		22.2メートルまで	

神奈川県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西寺尾 3 丁目 1	横浜市神奈川区西寺尾三丁目、西寺尾四丁目及び神之木台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西寺尾 3 丁目 1	横浜市神奈川区西寺尾三丁目、西寺尾四丁目及び神之木台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨居 6 丁目 1	横浜市緑区鴨居六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨居 6 丁目 1	横浜市緑区鴨居六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨志田町 5	横浜市青葉区鴨志田町及び奈良町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨志田町 5	横浜市青葉区鴨志田町及び奈良町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

西寺尾 3 丁目 1	横浜市神奈川区西寺尾三丁目及び西寺尾四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西寺尾 3 丁目 1	横浜市神奈川区西寺尾三丁目及び西寺尾四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨居 6 丁 目 1	横浜市緑区鴨居六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨居 6 丁 目 1	横浜市緑区鴨居六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨志田町 5	横浜市青葉区鴨志田町及び奈良町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨志田町 5	横浜市青葉区鴨志田町及び奈良町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

企 業 管 理 規 程

神奈川県企業管理規程第11号

神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 浦 邊 哲

神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年神奈川県企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

教育委員会規則

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第 8 号

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年神奈川県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第 76 条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第 9 号

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則（昭和 45 年神奈川県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

第 6 条第 2 項中「図書館カード」を「図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者番号の交付にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。

第 8 条の見出し、同条第 2 項各号列記以外の部分並びに同項第 1 号及び第 3 号中「図書館カード」を「図書館カード等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長訓令

神奈川県教育委員会教育長訓令第 5 号神奈川県立図書館
神奈川県立川崎図書館

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄**神奈川県立の図書館の利用等に関する規則施行規程の一部を改正する規程**

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則施行規程（昭和45年神奈川県教育委員会教育長訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「館長は、」の次に「規則第 6 条第 2 項に規定する」を加え、「図書館カード」を「図書館カード等」に改める。

第13条第 2 項及び第12号様式中「第31条第 1 項又は第 3 項後段」を「第31条第 1 項又は第 7 項後段」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

監 査 委 員 告 示

神奈川県監査委員告示第 2 号

神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知 恵 子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ**神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程**

神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年神奈川県監査委員告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

労働委員会規則

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県労働委員会

会長 小 野 毅

神奈川県労働委員会規則第 1 号

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年神奈川県労働委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第30号

神奈川県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

神奈川県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

神奈川県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年神奈川県選挙管理委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

収用委員会告示

神奈川県収用委員会告示第 1 号

神奈川県採用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県採用委員会

会長 桑 原 康 孝

神奈川県採用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

神奈川県採用委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年神奈川県採用委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

神奈川県海区漁業調整委員会告示第 1 号

神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年神奈川県海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

神奈川県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年神奈川県内水面漁場管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便切手」を「次に掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第 1 項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

公 告

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により三浦市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県厚木土木事務所長 佐 藤 映

1

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原字小池谷1, 147の 4 ほか 5 筆
開発区域の面積	418. 59平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都稲城市大丸298の 3 ハピネス A203号室
開発許可を受けた者の氏名	加藤 黎也
開発許可年月日及び許可番号	令和 7 年 9 月 19 日 神奈川県指令厚土東第610055号

2

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷上 3 -4, 417の 1 ほか11筆及び 3 -4, 418の 4 の一部
開発区域の面積	1, 690. 14平方メートル

開発許可を受けた者の住所	座間市入谷東 3-29 の18 高下ビル 1 F
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ファーストK 代表取締役 芥川 薫
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 7 年 9 月11日 神奈川県指令厚土東第610051号 (令和 8 年 1 月29日 神奈川県指令厚土東第610089号)

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 件名

データ統合連携基盤機能移設及び保守業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月31日まで

(3) 履行場所

仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局指導課入札制度グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局指導課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 8 年 5 月20日(水)午後 3 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎 4階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ 藤 雅人 電話 (045) 210-3032

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

(2) 入札説明書の交付期間

令和 8 年 4 月 24 日 (金) から同年 5 月 20 日 (水) まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 8 年 5 月 20 日 (水) 午後 3 時まで 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 4 階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午前 8 時 30 分から同月 4 日 (木) 午後 3 時まで

(2) 開札日時

令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 8 年 6 月 4 日 (木) 午後 3 時まで 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be purchased: Consignment for the Relocation and Maintenance of Data Integration Platform Functions

(2) Time limit of tender: 3:00 p.m., June 4, 2026

(3) Contact point for the notice: Masato To, Accounting Group, Office of General Affairs, General Administration Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-3032

落札者等の公告

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県企業庁

谷ヶ原浄水場長 網 谷 泰 輔

(1)谷ヶ原浄水場で使用する再生可能エネルギー電力 約12,217,000キロワット時 (2)神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 相模原市緑区谷ヶ原2丁目6番1号 (3)令和8年2月5日 (4)丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1-4の2 (5)213,477,803.04円 (6)一般競争入札 (7)令和7年12月9日

次のとおり落札者等について公告します。

令和 8 年 4 月24日

神奈川県立伊勢原支援学校長 澤 田 丈 嗣

(1)神奈川県立伊勢原支援学校スクールバス運行業務委託(伊勢原コース及び厚木コース) (2)神奈川県立伊勢原支援学校 伊勢原市石田1,390番地 (3)令和8年3月24日 (4)丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋4-1の35 (5)43,686,339円 (6)一般競争入札 (7)令和8年2月10日